



# 鳥取県公報

平成 19 年 6 月 22 日 (金)  
第 7 8 9 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (541) (指導管理課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (542) (福祉保健課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (543~545) (森林保全課) . . . . . 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (546) (治山砂防課) . . . . . 5
	土地改良区の役員の退任 (547) (中部総合事務所農林局) . . . . . 6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (548) (西部総合事務所県民局) . . . . . 6
◇ 教委告示	鳥取県指定無形民俗文化財の指定の解除 (15) (文化課) . . . . . 7
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . . 7
◇ 雑 報	消防設備士試験の実施 (消防課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 541 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成19年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

### 2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部生産振興課

副主幹 細本 誠

### 3 委任期間

平成19年6月20日から同月29日まで

## 鳥取県告示第 542 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	平成19年6月1日

### 2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人 みのり福祉会北栄 みのりデイサー ビスセンター	東伯郡北栄町東 園218-1	通所介護	平成18年11 月1日
株式会社メデ ィコープとつ とり	鳥取市末広温 泉町566	通所介護事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉 二丁目118	〃	平成19年5 月1日
医療法人仁厚 会	倉吉市山根43	ル・サンテリオ ンよどえ	米子市淀江町佐 陀2169	通所リハビリテ ーション	平成19年6 月1日

〃	〃	〃	〃	短期入所療養介護	〃
〃	〃	訪問看護ステーション ル・サンテリオンよどえ	〃	訪問看護	〃

## 3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	通所介護事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目118	介護予防通所介護	平成 19 年 5 月 1 日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀2169	介護予防通所リハビリテーション	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	介護予防短期入所療養介護	〃
〃	〃	訪問看護ステーション ル・サンテリオンよどえ	〃	介護予防訪問看護	〃

## 4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町 566	居宅介護支援事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目 118	平成 19 年 5 月 1 日
医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	居宅介護支援センター ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	平成 19 年 6 月 1 日

## 鳥取県告示第 543 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町湯谷字上大瀧332、333、河原町北村字兵円山891の8
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第544号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
- 鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の1、267の2、字竹前362の3、363、字下家空540、543、字西山565の1、565の5、青谷町山根字山ノ鼻779の1
- (2) 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
青谷町亀尻字竹前362の3・363・字西山565の1・565の5・青谷町山根字山ノ鼻779の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
- 鳥取市青谷町長瀬字島邊り8、8の1、青谷町奥崎字中村廻215の1、字谷田487、青谷町養郷字岩手ノ一389の1、字宮ノ脇402の2、青谷町善田字東山411の3、411の4、字すけたい462から464まで、466、475、477、字清水平480の2、481、481の1、字上西山488の20、488の29、488の31から488の33まで、字大根風494の1、494の2、495、青谷町大坪字天神538、539、青谷町蔵内字山大谷925の1、925の3、字東笹尾958の6、958の16から958の18まで、青谷町早牛字大石谷652、字鎌谷652の1(次の図に示す部分に限る。)、字高平762、763、字砂子848の1、848の3
- (2) 保安林として指定された目的
- 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

青谷町早牛字鎌谷652の1（次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐は、択伐による。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 545 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字小坂山516、517、521、522、524、524の1、529、字小マタケ530から533まで、534の1、字ヲカ535、536、536の1、537、537の1、字マタケ541の1から541の3まで、544、545、546の1、546の2、547、561、564、567、569の1から569の5まで、字山根576、576の1、577、580、583の1、584、586、587、587の1、588、589、字孫谷596、599、599の1、600、608の1、字ザコウ谷610、614、616の2、617、字ウバガ谷618、632、字深山634、649の1から649の3まで、651の1、651の2、651の4、651の5、652、字トウジガ畑661の1、661の2、字坂ノ元662の2、663の1、663の2、664から667まで、字牛倉670、672から674まで、676、680、681、687、688、689の1、694、字クズレ谷695、700、702から705まで、705の1、706、706の1、707、字ハタ谷714、717、717の1、718、722、723の2、725、726の1、726の2、727、731、732、736、737の1、740の1、740の2、744、745、749、750の1、750の2、751、752の1から752の3まで、756、758、字寺769、769の1、770の1、770の2、771、773、774、字稗ヶ途779、781、785、792から794まで、字岡岩795、798、字ミソギ谷801の1、803、804の1、805から808まで、810の2、810の3、810の6から810の9まで

#### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### （1） 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### （2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 546 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

長瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市河原町長瀬字岡 241	1 号
鳥取市河原町長瀬字野以屋一 731-1	2 号
鳥取市河原町長瀬字岡 264	3 号
鳥取市河原町長瀬字野以屋一 727-4	4 号
鳥取市河原町長瀬字野以屋一 727-2	5 号
鳥取市河原町長瀬字大途 230-3	6 号
鳥取市河原町長瀬字大途 237-1	7 号
鳥取市河原町長瀬字岡前 84-4	8 号
鳥取市河原町長瀬字岡前 82-4	9 号
鳥取市河原町長瀬字岡 241-3	10 号

鳥取県告示第 547 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 原 正 道 倉吉市石塚 264-3

平成 19 年 4 月 9 日退任

鳥取県告示第 548 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 19 年 8 月 12 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日  
平成19年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人精神障害者家族会すけっと
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
樋口 侑子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市富益町4548-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、主に精神障害者に対して、地域での交流、創造的活動、生産活動等社会復帰の促進に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献し当事者の幸せ実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
役員任期

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第 15 号

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 風俗慣習の部

名称	所在地	保護団体	解除年月日
さけのつ 酒津のトンドウ	鳥取市気高町酒津	酒津とんど祭り保存会	平成 19 年 3 月 7 日

## 公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日  
平成 19 年 6 月 26 日（火）午後 1 時
- 2 場所  
鳥取市東町一丁目 271  
鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 22 会議室
- 3 件名  
鳥取都市計画道路事業 3・4・8 号宮下十六本松線及び 3・5・3 号美萩野覚寺線

# 雑 報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 9 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 22 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

## 1 試験の種類及び日時

試験の種類	区分	日時
甲種消防設備士試験	特類、第 1 類、第 2 類、第 3 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午後 1 時 15 分から
	第 4 類、第 5 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午前 9 時から
乙種消防設備士試験	第 1 類、第 2 類、第 3 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午後 1 時 15 分から
	第 4 類、第 5 類、第 6 類、第 7 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午前 9 時から

## 2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目 1 - 1 鳥取環境大学第 30 講義室  
米子市末広町 74 米子コンベンションセンター第 7 会議室

## 3 受験願書の受付期間

平成 19 年 6 月 25 日（月）から同年 7 月 6 日（金）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

## 4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

## 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては 5,000 円、乙種消防設備士試験にあつては 3,400 円とし、所定の方法により納付すること。

## 6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。